

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から平成9年8月1日まで
社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格を喪失（平成9年10月21日）した後の平成10年3月24日に、8年7月1日にさかのぼって標準報酬月額が30万円から15万円に引き下げられているが、6年8月以降の役員報酬は月額30万円であったので、当該記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断理由

A株式会社の給与台帳から、申立人は、申立期間について30万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する30万円と記録しているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年10月21日）の後の平成10年3月24日付けで、8年7月1日から9年8月1日までの期間の標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して15万円に引き下げていることが確認できる。

さらに、申立人は、閉鎖登記簿謄本から同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は「社会保険料を滞納していたが、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正の届出等についての認識は全くない。破産申立を行った翌日に、弁護士に事業主印のほか関係書類を引き渡した。」と供述している。本件は、破産手続開始（平成9年11月7日）後に^{そきゅう}遡及訂正に係る記録の処理

(平成 10 年 3 月 24 日) が行われており、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、代表取締役であった申立人には既に業務を執行する責任が無い上、自ら本件遡^{そきゅう}及訂正に係る手続に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から平成9年10月21日まで
社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格を喪失（平成9年10月21日）した後の平成10年3月24日に、8年7月1日にさかのぼって標準報酬月額が30万円から15万円に引き下げられているが、6年8月以降の役員報酬は月額30万円であったので、当該記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断理由

A株式会社の給与台帳から、申立人は、申立期間について30万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する30万円と記録しているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年10月21日）の後の平成10年3月24日付けで、8年7月1日から9年10月21日までの期間の標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して15万円に引き下げていることが確認できる。

さらに、申立人は、閉鎖登記簿謄本から同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は「当時は社会保険料を滞納していた。社会保険関係の手続は自分が行っていたが、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の届出等についての認識は全くない。破産申立を行った翌日に、弁護士に事業主印のほか関係書類を引渡した。」と供述している。本件は、破産手続開始（平成9年

11月7日)後に^{そきゅう}遡及訂正に係る記録の処理(平成10年3月24日)が行われており、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、取締役であった申立人には既に業務を執行する責任が無い上、自ら本件^{そきゅう}遡及訂正に係る手続に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和24年10月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から同年12月13日まで

平成20年5月に社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、A株式会社（現在はB株式会社）において昭和24年10月1日から同年12月13日までの期間が被保険者期間となっていない旨の回答を受けた。

私は、昭和24年10月1日にA株式会社C事業所から同社D事務所への転勤に伴い、厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、24年3月から63年8月1日まで同社に継続して勤務しており、被保険者期間に2か月の未加入期間があることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事記録台帳から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和24年10月1日にA株式会社C事業所から同社D事務所に、同年12月13日に同社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、在籍していた全従業員について、厚生年金保険被保険者の資格取得及び喪失届に係る事務処理を適正に行ったとしているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 24 年 10 月及び同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

平成 4 年 1 月、年金を受給し始めたころ同年配の友人よりも年金額が少なかったので町役場に出向き調べてもらったが、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については国民年金の加入及び保険料納付の事実が確認できない旨の回答がありあきらめていた。その後、今回の年金問題に絡み平成 20 年 3 月に社会保険事務所に納付記録照会を行ったが、町役場の回答と同じであった。

申立期間当時、近所に住む公務員の奥さんから、「公務員の妻であっても国民年金に加入できるようになったから。」と勧められて、一緒に国民年金に加入した。加入手続をした際、さかのぼって加入し、分割して保険料を納めたと記憶しているので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 4 月ごろ、知人と一緒に国民年金への加入手続を行いさかのぼって資格取得したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 41 年 1 月 20 日に払い出され、39 年 4 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得していることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない未加入期間である。

また、申立人が一緒に国民年金への加入手続を行ったと主張する知人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 4 月 12 日に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号払出日とは約 4 年掛け離れている。

さらに、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないほか、申立人の氏名について複数の読み方で

検索したが該当する記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 20 日から 32 年 4 月 1 日まで
私が平成 10 年 12 月に A 株式会社を退職した際、金融機関の行員に老齢年金給付の裁定請求の準備のため、私の年金記録を調べてもらったところ、B 株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 32 年 4 月 1 日であることが分かった。
私が B 株式会社に入社した日は、財団法人 C 発行の書類に記載されているとおり、昭和 31 年 3 月 20 日で間違いなく、厚生年金保険の資格取得が入社 1 年後の 32 年 4 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した財団法人 C 発行の書類及び A 株式会社の人事記録から、申立人が B 株式会社に入社した日は昭和 31 年 3 月 20 日であることが確認できる。

しかし、申立期間当時の同僚 3 名の厚生年金保険の加入記録をみると、同僚 1 名が入社後 1 年以上経った後に加入している状況が確認できるなど、申立期間当時、事業主が入社したすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない実態が見受けられる。

また、B 株式会社は、平成 3 年 12 月 16 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これに伴い申立人が転籍した A 株式会社においても、申立期間当時の関連資料を保管していないことから、申立てに係る事実を確認できない。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号（昭和 30 年 9 月 26 日から 32 年 3 月 31 日まで）を縦覧したと

ころ、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 34 年 5 月 21 日まで
平成 19 年 7 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務していた期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、A 株式会社に当時の人事課長の面接を受けて入社し、昭和 32 年 7 月ころから 34 年 5 月まで同社において業務に従事していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社への就職を紹介した申立人の先輩の供述から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同先輩は、「申立人の具体的な雇用形態や勤務期間等については分からない。」と供述している。

また、申立期間当時の事業主及び給与関係担当者は既に死亡しており、申立期間当時の状況について確認できないほか、昭和 42 年ころの給与関係担当者は、「当該事業所は、従前から従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、仕事が長続きするか否かをみてから厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が管理する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の同社の従業員 10 名に対し、アンケート調査を実施したところ、回答があった 8 名について入社年月から厚生年金保険被保険者の資格取得日までの期間をみると、従業員ごとに区々となっており、申立期間当時、事業主が従業員ごとに厚生年金保険に加入

させる日を判断していた実態が見受けられる。

加えて、申立期間について社会保険事務所が管理するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月5日から30年8月16日まで

私は、申立期間について、昭和30年11月30日に脱退手当金が支給されたことになっていることから、平成19年11月22日に年金記録確認の申立てを行ったところ、20年12月10日付けで記録訂正不要の通知を受けた。

当時、私は脱退手当金制度の説明を会社から受けておらず、脱退手当金を請求したことや受け取った事実も無く納得いかないので、再調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立人が勤務していたA事業所(現在はB株式会社)の被保険者資格を申立人とほぼ同時期に喪失した同僚4名の全てに資格喪失日の約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料としてB株式会社の勤務期間証明書を提出したが、当該証明書では脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していな

いものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 20 日から 32 年 5 月 1 日まで
私は、ねんきん特別便をみて、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 32 年 5 月 1 日であることが分かった。

私は、中学校を卒業した昭和 31 年 3 月 20 日にA株式会社に入社したので、厚生年金保険の資格取得が入社 1 年 1 か月後の 32 年 5 月 1 日となっていることに納得できない。

また、私の厚生年金保険の資格取得日が同一日に入社した同僚(昭和 32 年 4 月 1 日資格取得)より 1 か月後であることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事記録から、申立人がA株式会社に入社した日は昭和 31 年 3 月 20 日であることが確認できる。

しかし、申立人が挙げた申立期間当時の同僚 3 名について、入社から厚生年金保険被保険者の資格取得するまでに要した期間をみると、1 か月間の者が 1 名、4 か月間の者が 1 名及び 1 年間の者が 1 名となっており、申立期間当時、事業主は、従業員ごとに厚生年金保険に加入させる時期を判断していたことがうかがえる。

また、A株式会社は、平成 3 年 12 月 16 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これに伴い申立人が転籍したB株式会社においても、申立期間当時の関連資料を保管してないことから、申立てに係る事実を確認できない。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号(昭和 30 年 9 月 26 日から 32 年 4 月 30 日まで)を縦覧したと

ころ、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。